

<別添1>  
1 5 航 第 4 号  
平成15年3月20日

<都道府県> 宛

経済産業省製造産業局  
航空機武器宇宙産業課長

「競技用けん銃」の武器等製造法上の取扱いについて

近年、上記の件に関して照会がなされる事案がありました、「競技用けん銃」については、武器等製造法上下記のとおり取り扱っておりますので、獣銃等製造事業に当たって留意するとともに、必要に応じ関係者にその旨周知されるようお願いします。

記

競技用けん銃は、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）において「けん銃」として解釈されており、武器等製造法においても從来より、銃刀法との整合性を図る観点から、競技用けん銃について、「獣銃」とすることは妥当ないと判断しているところである。したがって、貴都道府県において、例えば、競技用けん銃について、武器等製造法における獣銃等と同様の製造事業又は販売事業の許可を行うことは適当でない。

なお、当省発出の解釈通牒「武器等製造法の施行について」（昭和28年9月9日 28重局第1181号）において、「差し当たり獣銃に含めて取り扱うこととする」とされている「射撃用銃」は、銃砲刀剣類等所持取締令（当時）において標的射撃のためのライフル銃等を意味し、「狩猟または有害鳥獣駆除の用途に適する銃砲」として所持許可が認められていた（昭和3.3年同取締令が銃刀法に改められた後も同様。昭和4.1年以降は銃刀法改正によって標的射撃用途での所持許可が認められなくなった。）ことから、武器等製造法においてもこれらの射撃用銃を獣銃に含めて取り扱うこととし、爾来現在に至っている。

(参考) 武器等製造法の施行について(昭和28年9月9日 28重局第1181号) 抜粋

1 法第2条関係

- (2) 射撃用銃は差し当たり獣銃に含めて取り扱うこととする。これは射撃用銃については現在銃砲刀剣類等所持取締令に基づき、所持の許可をする場合に獣銃として取り扱われていることによるものである。